

枝幸町障害者福祉施設整備事業基本設計業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要項について

枝幸町障害者福祉施設整備事業基本設計業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和 7 年 4 月 15 日

枝幸町長 村 上 守 継

1 契約担当部局

〒098-5892 枝幸郡枝幸町本町 916 番地

枝幸町 保健福祉課

電話 0163 - 62 - 1337 (課直通)

FAX 0163 - 62 - 3353

E-Mail arigahiroki@esashi.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 枝幸町障害者福祉施設整備事業基本設計業務委託
- (2) 業務内容 「枝幸町障害者福祉施設整備事業基本設計業務委託に係る特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、北海道内に本店がある者で、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による北海道知事の一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 当該業務における本町での競争入札参加資格を有している、又は同等の資格があると認められた者であること。
- (4) 枝幸町建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程（平成 18 年訓令第 44 号）又は枝幸町物品購入等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程（平成 18 年訓令第 60 号）に規定する指名停止を受けていないこと。
- (5) 枝幸町公共事業等に係る暴力団排除措置規程（平成 24 年訓令 23 号）の規定に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていないこと。

(7) 本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の構成員又は協力事務所になっていないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

枝幸町障害者福祉施設整備事業基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）から令和 7 年 4 月 25 日（金）まで

(2) 交付方法

1 の場所で交付するほか、枝幸町ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL : <https://www.esashi.jp>

5 参加手続等

(1) 参加表明書等の提出（一次審査）

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時 00 分

イ 提出場所 1 に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送

(2) 技術提案書等の提出（二次審査）

一次審査により技術提案書の提出を依頼された者は、次のとおり技術提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時 00 分

イ 提出場所 1 に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

実施要領等で定める評価基準及び審査方法により、一次審査（書類審査）と二次審査（ヒアリング）の2段階で選考審査を行います。

一次審査（書類審査）において最大5者を二次審査（ヒアリング）のプロポーザル技術提案予定者として選定し、提出された技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、枝幸町財務規則第95条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 完成払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書に関するヒアリング等を行う。

(3) 参加表明及び技術提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。